平成２６年（フ）第２６号
熊本県荒尾市西原町２丁目２番21号
債務者　川口　　昇
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２４号
北海道小樽市入船３－５－18　ライフアベニュー103号、住民票上の住所北海道小樽市奥沢４丁目６番３号　岡元學方
債務者　舘山美由紀
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第２７号
北海道小樽市長橋３丁目17番134号　ウエスト・ナガハシ
債務者　和田　浩二
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１４号
秋田県大館市清水５丁目８番17－２号　プリムローズⅡ103号室、前住所秋田市山内字田中108番地
債務者　工藤　尚徳
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３０号
石川県加賀市作見町イ４番地１　アヴェニュー202号室、従前の住所福井県福井市石盛町第10号25番地１　Ｂｅ　Ｚｅｒｏ　ｏｎｅ106号
債務者　有賀　美苗
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３７号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｂ１－７号　県営住宅
債務者　山田　裕香（旧姓飯森）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３９号
長野県安曇野市穂高5760番地１　東和レジデンス22―102号室、前住所長野県安曇野市穂高5520番地８
債務者　山田　英博
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４０号
長野県安曇野市穂高5760番地１　東和レジデンス22―102号室、前住所長野県安曇野市穂高5760番地１　東和レジデンス22―103号室
債務者　山田　美春
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８号
長野県諏訪市大字豊田2015番地　若葉荘２号
債務者　大和　英昭
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１８号
長野県諏訪郡下諏訪町2128番地３
債務者　唐澤江津子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第２１号
岐阜県加茂郡川辺町下麻生2011番地、前住所岐阜県美濃加茂市加茂野町加茂野227番地５
債務者　羽田　洋行
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２６９号
名古屋市熱田区五番町20―19　５番ビル401、住民票上の住所愛媛県松山市南高井町745番地
債務者　石丸さとみ
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８６号
名古屋市中区栄１丁目16番16号　チサンマンション栄705号
債務者　大野希美佳（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４５８号
名古屋市北区会所町82番地の３　楠団地第１号棟309号、従前の住所愛知県江南市藤ヶ丘４丁目１番地１　江南団地83棟303号
債務者　バルタザル　アロナ　デイオニシオこと　ＢＡＬＴＡＺＡＲ　ＡＬＯＮＡ　ＤＩＯＮＩＳＩＯ
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
兵庫県養父市八鹿町浅間950番地48
債務者　田中　康雄
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
鳥取県境港市竹内町1984番地３
債務者　泉　　里枝
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部